

所沢小学校 P T A 細 則

- 第 1 条 この細則は所沢小学校 P T A 会則第 4 1 条の規定により、この会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第 2 条 この会の運営を緊密、より円滑にするため、必要により次の会を開くことができる。
- 1 支部長会 支部 P T A の支部長か、それにかわる者
 - 2 支部連絡会 支部役員と支部担当教師(各支部 5 名程度)
開催にあたっては会長の要請によるもののほかは、各構成員に於いて企画し、会長の承認を得てのち招集するものとする。
- 第 3 条 後援会会長は P T A 会長の要請ある場合は、理事会に出席することができる。
- 第 4 条 この会に次の帳簿をおく。
- 1 : 会則
 - 2 : 会員名簿
 - 3 : 役員名簿
 - 4 : 会計簿
 - 5 : 各種記録簿
- 第 5 条 各種帳簿の閲覧は、会員の資格を有する者に限り、会長に申し出てのち行い得るものとする。その際所定の用紙の交付を会長より受け、必要欄に記入の上本部役員に提出することとする。
- 第 6 条 この細則は、昭和 4 7 年 5 月 9 日から実施する
- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 昭和 4 8 年 | 5 月 1 5 日 | 一部改正実施する |
| 昭和 5 1 年 | 3 月 1 0 日 | 一部改正実施する |
| 昭和 5 2 年 | 1 月 2 6 日 | 一部改正実施する |
| 昭和 5 6 年 | 3 月 5 日 | 一部改正実施する |
| 平成 元 年 | 3 月 7 日 | 一部改正実施する |
| 平成 1 3 年 | 3 月 9 日 | 一部改正実施する |
| 令和 4 年 | 2 月 1 8 日 | 一部改正実施する |
| 令和 7 年 | 4 月 1 日 | 一部改正実施する |